電子提供措置の開始日　2026年11月４日

第12回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

■ 事業報告

・会社の新株予約権等に関する事項

・会計監査人の状況

・業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

・業務の適正を確保するための体制の運用状況

■ 連結計算書類

・連結株主資本等変動計算書

・連結注記表

■ 計算書類

・株主資本等変動計算書

・個別注記表

and factory株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第５回新株予約権
発行決議日		2024年12月16日
新株予約権の数		127,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　127,600株 （新株予約権１個につき　１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使価格		１個当たり220円 （１株当たり　220円）
権利行使期間		2027年１月15日から 2035年１月14日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　63,800個 目的となる株式数　63,800株 交付者数　１名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　63,800個 目的となる株式数　63,800株 交付者数　１名

（注）新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

③ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Forvis Mazars Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注)1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注)2．当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

② 監査等委員会は、監査等委員会規程に則り、監査等委員会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

③ 他の業務執行部門から独立した代表取締役が指名する内部監査担当者が、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。

④ コンプライアンス規程にて内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、株主総会、取締役会の議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定めております。

② リスク管理体制については代表取締役が指揮し、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

① 各Divisionにおいては、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保しております。

② 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にしております。

③ 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行っております。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。

② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営しております。

③ 代表取締役が指名する内部監査責任者は、内部監査規程に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認しております。

④ コンプライアンス規程に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施等によりコンプライアンス意識の徹底を図っております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

① 監査等委員会が必要と認めた場合は、従業員を監査等委員の補助にあたらせております。

② 監査等委員会補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知しております。

③ 監査等委員会補助従業員の人事評価については、監査等委員会の同意を要するものとしております。

(7) 取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

① 監査等委員会は取締役会に出席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告しております。

② 内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、社内窓口を監査等委員、外部窓口を弁護士とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止しております。

③ 業務執行取締役は、定期的又は監査等委員の求めに応じて、担当する業務のリスクについて報告しております。

（8）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長は、監査等委員会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査等委員が会計監査人、内部監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備しております。

② 監査等委員会は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができることとなっております。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査等委員の職務執行に必要ではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとしております。

（9）財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用しております。

（10）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力対応規程において、当社役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもたず、また、関係の遮断のための取組を進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応しております。

② 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程に基づき、毎月１回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度は取締役会を18回開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) コンプライアンス及びリスク管理体制について

コンプライアンス規程その他の社内規則に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、法令及び社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス態勢の見直しを行いました。当社のコンプライアンス違反行為については、従業員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全従業員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。また、リスク管理規程に基づき、代表取締役の指揮の下リスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

(3) 監査等委員会の職務執行について

監査等委員会規程に基づき、監査等委員会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席し、業務の執行状況や損失の危険、職務執行の効率性及び適法性等を把握するとともに、その内容について監査等委員会に報告を行いました。当事業年度は監査等委員会を15回開催し、監査等委員間での積極的な意見交換を行った他、会計監査人や内部監査人と連携を図り、取締役及び従業員の職務の執行状況を監査しました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査担当者が、監査等委員とも連携し、当社を対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、取締役及び監査等委員に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	801	800	△718	△0	883
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0			0
減資	△731	16	715		－
親会社株主に帰属する当期純利益			7		7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△731	16	722	－	7
当期末残高	70	817	4	△0	891

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3	3	4	1	892
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					0
減資					－
親会社株主に帰属する当期純利益					7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0	6	0	6
当期変動額合計	△0	△0	6	0	13
当期末残高	3	3	10	1	906

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
 (1) 連結子会社の状況
 ・連結子会社の数　1社
 ・連結子会社の名称　株式会社サウスワークス
 (2) 非連結子会社の状況
 該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 連結子会社である、株式会社サウスワークスの決算日は５月31日であります。連結計算書類の作成にあたって、同社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
4. 会計方針に関する事項
 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 ① 有価証券
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの
 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法
 ② 棚卸資産
 商品及び仕掛品
 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 (2) 固定資産の減価償却の方法
 ① 有形固定資産
 定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物　３～15年
 工具、器具及び備品　３～15年
 ② 無形固定資産
 定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウエアについて、社内における見込利用可能期間(３～５年)に基づく定額法を採用しております。
 (3) 引当金の計上基準
 ① 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 ② 賞与引当金
 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 ③ 株主優待引当金
 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
 (4) 重要な収益及び費用の計上基準
 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 ① マンガ
 アプリ内で販売する電子マンガのダウンロード課金及びアドネットワークを通じて得る広告収入並びにこれら収益のレベニューシェアとなっております。

マンガサービスの履行義務は協業先であるパブリッシャーに対し運営業務を提供することを履行義務とし、履行義務を果たした対価としての課金及び広告収入並びにこれらを計算基礎としたレベニューシェア金額が確定した時点で収益を認識しております。

② 占い

スマートフォン及びインターネットに接続した端末を介して、占いを中心としたコンテンツの提供等を行っております。占い事業については、顧客がコンテンツを購入した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。

③ &AND HOSTEL

宿泊施設の所有者に対して、運営業務を提供しております。&AND HOSTEL事業については、宿泊施設の所有者に対し、運営業務を提供した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。

④ 不動産関連

不動産の売買仲介及び開発コンサルティング業務を提供しております。不動産関連事業については、売買仲介が成立した時点、開発コンサルティング業務については、契約に定める業務を顧客に提供した時点において、収益を認識しております。

なお、対価には重要な変動対価は含まれておらず、また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	３百万円
無形固定資産	67百万円
投資その他の資産(注)	106百万円

(注)投資その他の資産のうち、固定資産の減損対象となるのは、一部の敷金及び差入保証金であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候が認められた資産又は資産グループや共用資産について、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は主に使用価値より算定しております。当該使用価値の算定の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りには、事業計画を織り込んでおります。

そのため、見積りの前提とした事業計画の仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降の固定資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表関係）

経済的実態をより適切に反映するため当連結会計年度より前連結会計年度において「流動資産」の「立替金」に含めていた出版社等への請求権につきまして、「流動資産」の「未収入金」として集計表記することといたしました。

連結損益計算書に関する注記

収益の計算方法の変更に伴う利益

当連結会計年度において、APP事業セグメントの一部取引先との間で、取引先からの要請に基づき当社グループの広告収益の計算方法を見直すことに合意したため、収益の計算方法の変更に伴う利益９百万円を特別利益に計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末（株）
普通株式	11,261,970	1,200	－	11,263,170
合計	11,261,970	1,200	－	11,263,170

（変動事由の概要）

新株予約権の権利行使による増加　1,200株

(2)自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末（株）
普通株式	277	－	－	277

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　－株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入等や増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、立替金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保有する投資有価証券は、主として業務上関係を有する非上場会社の株式等であります。非上場会社の株式等は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、新興株式市場の市況やIPO（株式公開）審査、規制等の状況変化等の外的なリスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年内の支払期日であります。借入金は当社グループの運転資金の調達や&AND HOSTEL事業における物件取得資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

変動金利の借入金に係る金利変動リスクについては、担当部署が市場金利の動向をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告等に基づき、財務経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 非上場企業に対する投資のリスクの管理

投資有価証券のうち非上場株式については、投資先企業の財務状況等を月次や四半期毎等、継続的なモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握するとともに、当該投資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 投資有価証券	24	24	－
(2) 長期貸付金 (*2)	20	20	0
資産計	45	45	0
(3) 長期借入金 (*3)	235	203	△32
負債計	235	203	△32

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「立替金」、「未収入金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
(*2) 長期貸付金には１年内の回収予定分を含んでおります。
(*3) 長期借入金には１年内の返済予定分を含んでおります。

(注)市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	20

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券 その他	－	－	24	24
資産計	－	－	24	24

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	－	20	－	20
資産計	－	20	－	20
長期借入金	－	203	－	203
負債計	－	203	－	203

（注）１．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
① 投資有価証券
その他有価証券は非上場株式の新株予約権であり、相場価格が入手できない場合において、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル３の時価に分類しております。なお、直近の取引価格について、取引発生後一定期間は有効であるものと仮定しております。

② 長期貸付金（１年内回収予定の長期貸付金を含む）
長期貸付金（１年内回収予定の長期貸付金含む）の時価は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を日本円TIBOR等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

③ 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注）２．時価で連結貸借対照表計上額とする金融資産のうちレベル３の時価に関する情報
①期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	投資有価証券
	非上場株式の新株予約権
期首残高	25
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上	－
その他有価証券評価差額金	△0
購入、売却、発行及び決済の純額	－
レベル３の時価への振替	－
レベル３の時価からの振替	－
期末残高	24
当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	－

②時価の評価プロセスの説明
レベル３に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、時価を測定及び分析しております。また、時価の測定結果については適切な責任者が承認しております。
なお、観察できないインプットの推計は行っておらず、また観察できないインプットの変動による影響額に重要性はありません。

収益認識に関する注記

1.　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）	合計
	APP事業	RET事業	計		
売上高					
マンガ	2,002	－	2,002	－	2,002
占い	766	－	766	－	766
&AND HOSTEL	－	52	52	－	52
不動産関連	－	76	76	－	76
その他	166	－	166	74	240
顧客との契約から生じる収益	2,934	129	3,063	74	3,138
その他の収益	－	0	0	－	0
外部顧客への売上高	2,934	129	3,063	74	3,138
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	2,934	129	3,063	74	3,138

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主にマンガのIPを広告等に活用する事業であります。

2.　収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　4.　会計方針に関する事項　(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3.　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	533
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	620
契約負債（期首残高）	55
契約負債（期末残高）	8

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、55百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

企業結合等に関する注記

（会社分割（簡易吸収分割）による権利義務の承継）

当社は、2026年４月14日開催の取締役会において、2026年６月１日を効力発生日として、会社分割（簡易吸収分割）の方法により、narrative株式会社（以下「narrative社」といいます。）の営む「ブリッジ事業」（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を当社に承継すること（以下「本吸収分割」といいます。）を決議するとともに、同日付で、narrative社との間で吸収分割契約を締結しました。

１．本吸収分割の目的

当社は、持続的な企業価値の向上を目指し、IP（知的財産）を活用した高収益なRights事業の成長を最優先課題の一つとして掲げております。今般、narrative社より本事業を承継することにより、同社が培ってきた強固な取引基盤と専門的人材を当社の経営リソースと融合させ、事業展開を強力に推進してまいります。本承継により、出版社等の大手IPホルダーとの連携を深化させ、コンテンツの多角的な二次利用を促進することで、当社のRights事業の成長を加速させることが可能となります。また、承継事業と当社既存資産との有機的なシナジーを創出することで、中長期的な収益基盤強化を実現し、当社グループ全体の企業価値の向上に資するものと確信しております。

２．本吸収分割の要旨

（１）本吸収分割の日程

本会社分割に係る取締役会決議日	2026年４月14日
吸収分割契約締結日	2026年４月14日
効力発生日	2026年６月１日

※本吸収分割は、当社においては会社法第796条第２項に定める簡易分割に該当し、narrative社においては会社法第784条第２項に定める簡易分割に該当するため、当社及びnarrative社のいずれも株主総会による本吸収分割に係る吸収分割契約の承認を得ずに本吸収分割を行いました。

（２）本吸収分割の方式

本吸収分割は、narrative社を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。

（３）本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際して、当社よりnarrative社に対して現金18百万円を交付しました。

（４）本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

（５）本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

（６）承継会社が承継する権利義務

narrative社が本事業に関して有する権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継します。

（７）債務履行の見込み

本吸収分割において、当社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないと判断しています。

３．承継する事業部門の概要
（１）承継する部門の事業内容
narrative社の営む、ブリッジ事業
（２）承継する部門の経営成績
売上高：101百万円、営業利益５百万円（2026年１月期）
（３）承継する資産、負債の項目及び金額
本吸収分割に係る資産、負債及び契約上の権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継しております。

流動資産	1百万円
資産合計	1百万円
流動負債	1百万円
負債合計	1百万円

４．本吸収分割後の状況
本吸収分割による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

５．会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2024年９月13日）等に基づき、会計処理を実施しております。

６．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	18百万円
取得原価	18百万円

７．主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　５百万円

８．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
①発生したのれんの金額
16百万円
②発生原因
主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
③償却方法及び償却期間
５年間の定額法によっております。

９.連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2026年６月１日から2026年８月31日

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	79円48銭
１株当たり当期純利益	0円65銭

重要な後発事象に関する注記

（共通支配下の取引等）

当社は、2026年８月14日付の取締役会報告に基づき、下記のとおり、当社の子会社である株式会社サウスワークスの全株式を取得し、同社を完全子会社化いたしました。

尚、2024年５月17日付の取締役会決議により既に本件の追加取得も決議しており８月14日付の取締役会では取得価格の報告事項に留まっております。

1.取引の概要

(1)結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称　株式会社サウスワークス

事業内容　エンタメコンテンツの海外展開支援 英語・簡体字・繁体字翻訳 WEB サイト制作・WEBマーケティング等

(2)企業結合日

2026年９月１日

(3)企業結合の法的形式

株式取得

(4)結合後企業の名称

変更はありません。

(5)その他の取引の概要に関する事項

当初の基本合意にもとづく株式の段階取得により同社を完全子会社化することとなりました。

2.実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年１月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

3.子会社株式の追加取得に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 78百万円

取得原価 78百万円

4.非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項

(1)資本剰余金の主な変動要因

当社の追加取得の取得原価と、当社追加取得に伴う非支配株主持分の減少額との差額によるものです。

(2)非支配株主との取引によって増加する資本剰余金の金額

76百万円の見込みです。

（投資有価証券の売却）

当社は下記のとおり保有する投資有価証券の一部を売却いたしました。これにより、2027年８月期に投資有価証券売却益（特別利益）を計上いたします。

1.投資有価証券の売却理由　保有資産の効率化を図るため

2.投資有価証券の売却の内容

(1)売却株式銘柄	株式会社Skyfall
(2)売却日	2026年９月17日
(3)売却株式数	181,900株
(4)売却額	251百万円
(5)投資有価証券売却益	242百万円

その他の注記

（金額の表示単位の変更について）

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	801	800	－	800	△715	△715
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0		0		
減資	△731		16	16	715	715
当期純利益					8	8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	△731	0	16	16	723	723
当期末残高	70	800	16	816	8	8

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△0	885	3	3	4	893
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		0				0
減資		－				－
当期純利益		8				8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△0	△0	6	5
当期変動額合計	－	8	△0	△0	6	14
当期末残高	△0	894	3	3	10	908

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウエアについて、社内における見込利用可能期間（３～５年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) マンガ

アプリ内で販売する電子マンガのダウンロード課金及びアドネットワークを通じて得る広告収入並びにこれら収益のレベニューシェアとなっております。

マンガサービスの履行義務は協業先であるパブリッシャーに対し運営業務を提供することを履行義務とし、履行義務を果たした対価としての課金及び広告収入並びにこれらを計算基礎としたレベニューシェア金額が確定した時点で収益を認識しております。

(2) 占い

スマートフォン及びインターネットに接続した端末を介して、占いを中心としたコンテンツの提供等を行っております。占い事業については、顧客がコンテンツを購入した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。

(3) &AND HOSTEL

宿泊施設の所有者に対して、運営業務を提供しております。&AND HOSTEL事業については、宿泊施設の所有者に対し、運営業務を提供した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。

(4) 不動産関連

不動産の売買仲介及び開発コンサルティング業務を提供しております。不動産関連事業については、売買仲介が成立した時点、開発コンサルティング業務については、契約に定める業務を顧客に提供した時点において、収益を認識しております。

なお、対価には重要な変動対価は含まれておらず、また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	２百万円
無形固定資産	39百万円
投資その他の資産(注)	153百万円

(注)投資その他の資産のうち、固定資産の減損対象となるのは、一部の敷金及び差入保証金であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

経済的実態をより適切に反映するため当事業年度より前事業年度において「流動資産」の「立替金」に含めていた出版社等への請求権につきまして、「流動資産」の「未収入金」として集計表記することといたしました。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

外注加工費	２百万円

2. 収益の計算方法の変更に伴う利益

当事業年度において、APP事業セグメントの一部取引先との間で、取引先からの要請に基づき当社の広告収益の計算方法を見直す事に合意したため、収益の計算方法の変更に伴う利益９百万円を特別利益に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	277	－	－	277

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	3百万円
貸倒引当金	10 〃
株主優待引当金	12 〃
減損損失	15 〃
投資有価証券評価損	12 〃
賞与引当金	1 〃
税務上の繰越欠損金	315 〃
その他	4 〃
繰延税金資産小計	375百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△315 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△60 〃
評価性引当額小計	△375百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	1百万円
繰延税金負債純額	1百万円

関連当事者との取引に関する注記

1．役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）

会社等の名称	住所	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
narrative株式会社（注）1	東京都港区	－	役員の兼任	30	マーケティング業	事業譲受 譲受資産合計 譲受負債合計 取得の対価	 1 1 18	 － － －	 － － －

（注）1．narrative株式会社は、当社役員 小原崇幹が議決権の61.59%を直接保有しております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

吸収分割の対価については、独立した第三者算定機関による事業価値の算定結果を勘案し、両社協議のうえ決定しております。なお、本取引は2026年４月14日開催の取締役会において、特別利害関係を有する取締役を除いて決議しております。承継資産及び承継負債の内訳並びに企業結合の詳細については、「注記事項（企業結合等関係）」に記載しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

企業結合等に関する注記

（会社分割（簡易吸収分割）による権利義務の承継）

連結注記表「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	79円71銭
１株当たり当期純利益	0円72銭

重要な後発事象に関する注記

（共通支配下の取引等）

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（投資有価証券の売却）

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

（金額の表示単位の変更について）

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。